優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会　開催要領

農林水産省食料産業局知的財産課

1　趣旨

植物新品種は農業の生産性の向上や消費者の多様な嗜好に応えることで、農業者の収益の増大をもたらすものであり、高い技術力に支えられ我が国で開発された新品種は、国内のみならず海外でも高く評価され、我が国農業の強みの源泉の一つとなっている。

こうした植物新品種を知的財産として保護するため、種苗法に基づく品種登録制度があるが、近年、我が国で開発された品種が海外に流出し栽培が広がっていることが問題になっている。また、我が国農業の強みを活かした輸出戦略の実現や様々な栽培上の課題の解決を求められるなか、我が国における品種開発は停滞傾向にあることから、将来的な我が国農業の国際競争力への影響が懸念される。

こうした情勢の変化を踏まえ、農業者が優良な品種を持続的に利用していくことが可能となるよう、より実効性ある植物新品種の保護が図られるための方策を広く関係者で議論し、方向性を検討することを目的として、有識者からなる検討会を開催する。

2　開催日時

第１回：２０１９年3月２７日（水）　１３時００分～１５時００分

以降、議題に応じて適宜開催

3　出席者

農業団体、品種育成者、学識経験者、経済団体、消費者団体　等（別紙）

議題等に応じ、関係者等の出席を求めることとする。

4．会議の公開

検討会は原則として公開で行い、使用した資料及び議事概要は、出席者の了解を得た上で農林水産省ホームページにて公開することとする。（守秘すべき事項に係る資料を除く。）